

令和 6 年 11 月 19 日

自由民主党本部
組織運動本部団体総局 御中

一般社団法人日本テレワーク協会
会長 栗原 博

予算・税制等に関する要望書

拝啓 晩秋の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊協会の事業運営につきまして種々のご支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

弊協会は、「情報通信技術（ICT）を活用した、場所と時間にとらわれない柔軟な働き方である「テレワーク」を、広く社会に普及・啓発することにより、個人に活力とゆとりをもたらし、企業・地域の活性化による調和のとれた日本社会の持続的な発展に寄与する」を理念としており、1991年からテレワークの普及・啓発に携わって参りました。

新型コロナウイルス感染症対策で急速に普及した在宅勤務は、5類移行後から職場回帰の動きが垣間見られます。大企業ではハイブリッドワークが定着しつつある一方で、特に地方での中小企業のテレワーク導入は限定的です。その背景には、テレワーク＝在宅勤務という構図が固まってしまっており、本質的なテレワークのメリットの理解・促進が必要です。テレワークは「場所や時間にとらわれない柔軟な働き方」ですから、感染症が収束したからといって必要なくなるわけではありません。

テレワークは、先の自由民主党政権公約にも記載いただいております通り、高い生産性とワーク・ライフ・バランスが両立できる、個人の選択を尊重した新しい時代の働き方です。女性、高齢者、障害者、若者、フリーランスの方など、多様な人材が就業・活躍できる社会の実現に有効な手段です。来年度からは改正育児介護休業法の施行により、柔軟な働き方を実現するための措置が義務化されるなど、テレワーク導入は大企業に限らず中小企業にとっても必須課題です。

経済成長を力に変え、国民の暮らしをより豊かにするため、テレワークの普及・啓発そしてさらなる日本社会の発展に向けて、なお一層のお力添えをいただきたく存じます。

敬具

日本テレワーク協会からの要望

(1) テレワーク普及推進に向けた助成・補助の要望

テレワーク導入に必要な ICT 化は進んでいるものの、中小企業では依然として「紙」でのプロセスが数多く残っております。本質的な課題解決に向け、業務改善が重要だと考えています。

中小企業では、IT 導入補助金（中小企業庁）、人材確保等支援助成金_テレワークコース（厚労省）、テレワーク促進助成金（東京都）などを活用して、売上拡大、コスト削減、生産性向上に取り組んでおりますが、これらの助成・補助のさらなる拡充を求めます。例えば、テレワーク導入に伴う PC や在宅勤務環境の備品のレンタル／リース費用の助成、フルリモートワーク人材の採用費用の助成などを含め、企業の課題に応じた支援策の拡大と事例の創出、情報発信を要望致します。

(2) 「テレワーク支援人材」の育成

令和 7 年度からの育児・介護休業法改正により、3 歳未満の子どもを持つ労働者にはテレワークの努力義務化が、小学校就学前の子どもを持つ労働者にはテレワークを含む柔軟な働き方を実現するための措置が義務化されます。

中小企業がテレワークを推進するためには、上記（1）の助成・補助に加え、セキュリティを含む ICT 知識と、改正育児・介護休業法を社員就業規則に反映するための労務管理知識の両方を備えた人材が必要です。そのため、テレワークに関する幅広い知識を持つ「テレワーク支援人材」を育成し、中小企業をサポートできる体制（認定制度など）を整備することを要望致します。

(3) デジタル田園都市国家構想におけるテレワークとワーケーションの扱い

石破総理も長年取り組んでおられるように、地方創生は日本にとって極めて重要な課題です。デジタル田園都市国家構想総合戦略においても、社会情勢の変化に伴いテレワークの普及が地方創生の手段として注目されています。「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現には、地方でのテレワーク推進が不可欠です。

国土交通省の令和 5 年度テレワーク人口実態調査によると、「雇用型テレワーカーの割合」は首都圏で 37.6%であるのに対し、地方都市圏では 17.0%に留まっています。さらに問題なのは、地方企業のテレワーク導入が遅れることで、

地方在住のテレワーカーがフルリモートで大都市圏の企業に就業し、地方企業の人材不足が一層深刻化する懸念があることです。このため、デジタル田園都市国家構想の KPI として、都道府県ごとのテレワーク導入率とテレワーカー割合を指標として開示するとともに、デジタル田園都市国家構想交付金_デジタル実装タイプのさらなる拡充と、地方創生テレワーク活用事例の情報発信強化を要望致します。

また、地方創生テレワークの重要な要素であるワーケーションは、仕事と休暇を両立できる新しい働き方として注目されています。ワーケーションは地方経済の活性化や雇用の創出に加え、関係人口の増加、さらには地方移住のきっかけにもなります。地方でワーケーションがしやすい制度や施設の整備を推進することを要望致します。

(4) テレワーク導入実態の明確化と導入率の開示

総務省の令和 6 年版情報通信白書によると、「我が国の企業のテレワーク導入状況」は 49.9%（令和 5 年）ですが、国土交通省の令和 5 年度テレワーク人口実態調査によると、「雇用型テレワーカーの割合」は全国で 24.8%となっており、数値に大きな乖離が見られます。さらに民間調査（パーソル総合研究所、2024 年 7 月）でも「従業員のテレワーク実施率」は 22.6%に留まっており、企業の導入状況と実際の活用率には隔たりがあることがわかります。

この差は、企業がテレワークを導入していても実際に社員が活用できていないケースや、形式的な導入に留まっている可能性を示唆しています。企業のテレワーク導入が BCP 対策としてのものなのか、社員が恒常的に利用できる環境であるかを明確に区別することが重要です。

日本テレワーク協会より企業におけるテレワーク実施率の定義を提案させて頂きたく、ご支援をお願い申し上げます。また、まずは大企業からテレワーク実施率を開示させることを要望致します。

(5) 未来の働き方に向けた取り組み

遠隔医療、メタバース、生成 AI などの技術が急速に進歩する中、ICT を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方は、今後さらに多様化が進むと考えられます。そのため、現行の法律では対応が難しい事象が生じてくるものと思われ、例えば弊協会会員からも次のような要望が寄せられています。

- ・東京と地方での二拠点生活に伴う「関係人口」や「地方創生テレワーク」において、旅費・滞在費に対する補助
- ・テレワークを恒常的に定着させるため、企業が出社を求めた場合の通勤時間を労働時間に含めること

このような要望はテレワーク普及促進に留まらず、国全体の制度にも大きく影響を及ぼす内容であり、実現には多くの課題が伴います。しかし、将来の多様な働き方を実現するためにも、まずはこうした課題の提起を通じて、多面的な議論の必要性を訴え、検討を進めて頂けるよう要望致します。

以上

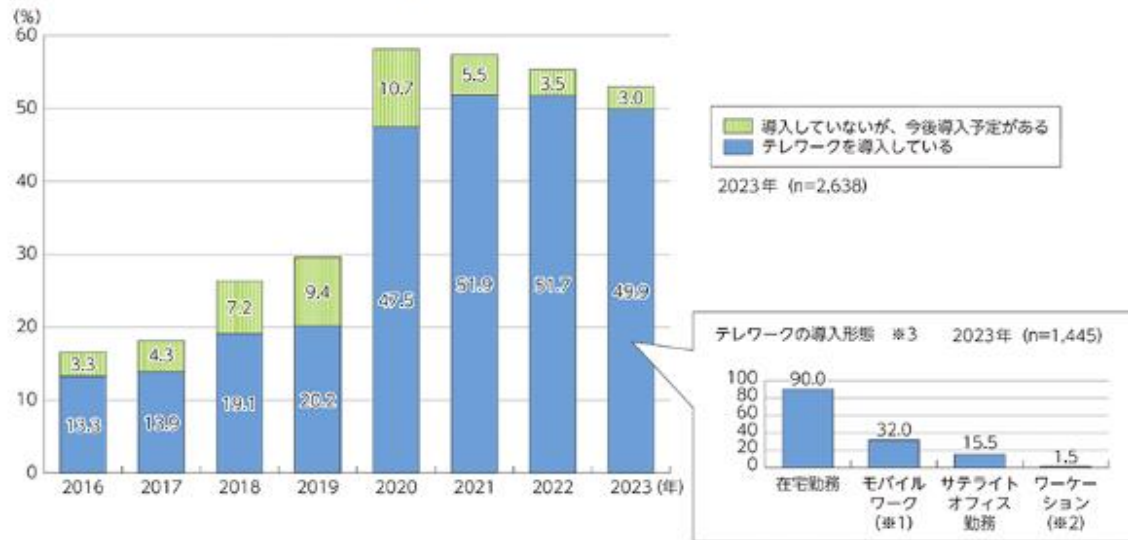
最後に、中央省庁でもオンラインでの打合せが浸透し、初回の挨拶訪問後はweb会議が増えペーパーレスが進んでいることが実感できます。ただ、制度としてはテレワークできる環境があるにも関わらず、中央省庁職員は実態としてテレワークがあまりできてないとの話も耳にします。地方自治体も含め、公務員のテレワーク実施をより積極的に推進するとともに、自由民主党でもペーパーレスに向けてFAX廃止も検討していただけますようお願い申し上げます。

<以下参考>

総務省 令和6年版情報通信白書

<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r06/html/nd21b220.html>

図表Ⅱ-1-11-19 テレワーク導入率の推移

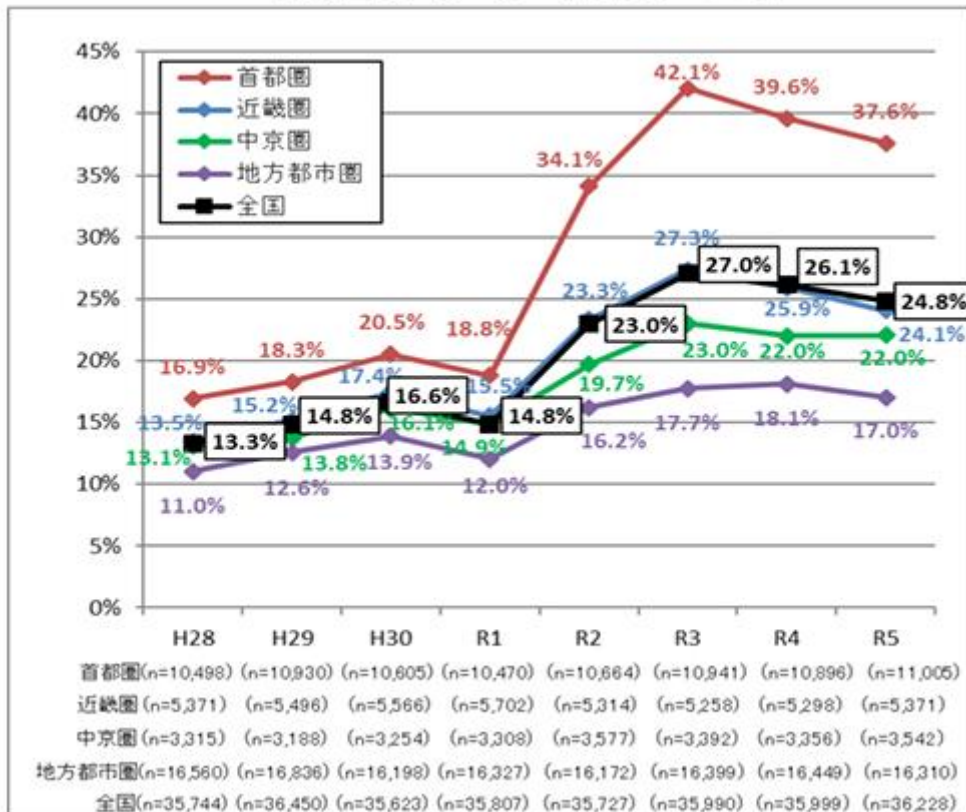


※1 営業活動などで外出中に作業する場合。移動中の交通機関やカフェでメールや日報作成などの業務を行う形態も含む。
 ※2 テレワークなどを活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をつつ、自分の時間も過ごすこと。
 ※3 導入形態の無回答を含む形で集計。

国土交通省 令和5年度テレワーク人口実態調査

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001733057.pdf>

雇用型テレワーカーの割合【H28-R5】



株式会社パーソル総合研究所 第9回・テレワークに関する調査

<https://rc.persol-group.co.jp/news/202408221000.html>

